

加東市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和2年度定期監査（9月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和2年10月26日

加東市監査委員 高 橋 優
加東市監査委員 小 西 勝 之
加東市監査委員 壺 井 弘 次

令和2年度定期監査（9月期）結果及び意見

総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和2年9月28日において、令和2年度9月期（令和2年4月1日から令和2年8月31日まで）における、こども未来部学校教育課、同部発達サポートセンターの事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の5点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- (5) 不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和2年度9月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【こども未来部 学校教育課】

1 監査の結果

学校教育課は市立学校の組織編制、教職員の人事・研修及び指導助言、青少年センター等の業務を担っている。

職員構成は、同課に正規職員6人、再任用職員1人、フルタイム会計年度任用職員2人、パートタイム会計年度任用職員1人の合計10人である。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による臨時休校、6月からの学校再開及び夏季休業の短縮等、異例の事態となり、予定していた行事等を中止、延期或いは内容を変更して実施することとなった。主なものでは、自然学校は、4泊5日から2泊3日へと日程を変更し、トライやる・ウィークは5日間から1日間へと変更し実施する予定である。

例年取り組んでいた学習チューター制度は、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として国及び県の補助事業が活用できたため、学習支援員派遣事業として実施し、児童生徒の生活指導及び学習指導補助を行っている。

多文化共生サポーター及び多言語相談員派遣事業では、日本語指導が必要な外国人児童生徒並びにその保護者に対し、教員等と外国人児童生徒のコミュニケーションの円滑化を促すとともに、生活適応や学習支援、心の安定を図る等、学校生活への早期適応を促進するため、多文化共生サポーター2人（対象児童

生徒4人)及び多言語相談員1人を小中学校に派遣している。

スクールサポートスタッフ配置事業(新規事業)では、スクールサポートスタッフが、教員の事務的業務と、新型コロナウイルス感染拡大予防対策のために新たに増加した業務を担い、教員が本来の業務に集中し児童生徒と向き合う時間を確保できるよう取り組んでいる。

語学(英語)指導員派遣事業では、中学校3名、小学校4名の外国語指導助手(ALT)を配置し、外国語教育の充実を図っている。また、市独自の「かとう英語ライセンス制度」の実施や、中学生を対象とした「英語検定」検定料の助成を行っている(「わくわく英語村」は夏季休業の短縮により中止)。

不登校対策事業では、適応指導教室「ふきのとう」を運営しており、不登校児童生徒の基本的な生活習慣の改善、情緒の安定、基礎学力の補充及び集団生活への適応等のための指導・相談を行っている。令和2年9月1日現在、9人が在籍している。

2 意見

各種行事については、新型コロナウイルス感染症の影響により内容が変更となっても、児童生徒が行事を通じて成長を実感できるものとなるよう創意工夫いただきたい。

多文化共生サポーター及び多言語相談員派遣事業では、支援が必要な外国人児童生徒が快適な学校生活を送れるよう今後とも手助けをしていただきたい。

語学(英語)指導員派遣事業では、「英語検定」検定料の助成だけでなく、実践的な英語コミュニケーション能力の向上を目指した英語教育を推進していただきたい。また、このような独自の英語教育への取組が本市の特色となるよう引き続きご尽力いただきたい。

教育現場におけるICT教育の推進や小学校外国語教育の推進など、昨今大変重要な課題であるため、必要に応じた予算措置により教員が効率的に業務にあたることができるよう努めていただくとともに、教員自身のスキルアップにも鋭意努力いただきたい。

不登校対策については、その原因は様々ではあるが、保護者会で不安や悩みを共有できる環境づくりに努めるなど親への支援も積極的に行っていただきたい。

【こども未来部 発達サポートセンター】

1 監査の結果

発達サポートセンターは、「幼児期から就労まで」の生涯を見通した支援体制を構築するため、発達障害をはじめ、支援の必要な子どもに関する業務を集約し、相談事業、療育事業、巡回相談事業、研修・啓発事業等のインクルー

シブ教育事業に取り組んでいる。また、令和元年度に、事業の拡充及び利用者の利便性の向上を図るため、旧社こども園の園舎の一部を改修し、センターの拠点に移されたことにより、令和2年度から新たに同センター運営管理事業を担っている。

職員構成は、同センターに正規職員6人（一般事務職2人、保健師3人、臨床心理士1人）、パートタイム会計年度任用職員3人（教職員0B）の合計9人である。

相談事業では、発達検査等を通して個々の特性を理解した上で、本人や保護者に、適切な関わりや支援についての相談を行っており、子どもの発達・何でも相談は8月末時点で延べ130件である。

療育事業では、早い時期から小集団に参加することが望まれる未就園の子どもと保護者が一緒に遊ぶことで、心身の健やかな発達を促すナーサリールームを6回実施し、延べ43人（実人数10人）が参加している。また、就学前の子どもに対し、小学校への移行をスムーズに行うために、模擬授業を通して集団活動でルールを守れるよう就学移行支援プログラム（e-スタートプログラム）を1回実施し、延べ7人（実人数7人）が参加している。さらに、友-up（ソーシャルスキルトレーニング）を4回実施し、延べ28人（実人数8人）が参加している。

保育所等巡回相談では、定期巡回を各園1回、合計15回実施している。

工事請負に係る関係書類を確認したところ、適正に処理されていた。

2 意見

発達サポートセンターの多種多様な専門性を活かし、障害等の早期発見、個々の状態に応じた早期対応に努めるとともに、親に対する支援にもご尽力いただきたい。また、職員は勿論のこと、保育現場や教育現場で子どもに関わる全ての人材のスキルアップにつながる研修機会の確保にも努めていただきたい。